

平成29年度 第1回国立大学法人滋賀医科大学学長選考会議 議事要旨

日 時 平成29年 6月26日（月） 15時45分～17時20分
（経営協議会終了後）

場 所 中会議室（管理棟2階）

出席者 学外委員 猪飼委員、川端委員、平井委員、渡邊委員
学内委員 村田委員、桑田委員、松浦委員、田中委員、野崎委員

欠席者 学外委員 位田委員

陪席者 植田総務課長、西田課長補佐、布施総務係長、西総務係主任

議事に先立ち、植田総務課長から、議長の位田委員が欠席のため、学長選考会議規程第4条第4項により、事前に位田議長から議長代行の指名を受けられた平井委員が議長となることの報告があった。

引き続き、平井委員から、あらかじめ位田議長からいただいた意見等に基づき、本日の議事進行を務める旨の発言があった。

議 事

1. 確認事項

1) 第4回学長選考会議議事の確認

平井議長から、平成28年度第4回学長選考会議において、意向聴取投票に代えて、現在の意向聴取投票資格を持つ教職員を対象に本学メールアドレスからの記名によるメールでの「意見募集」を行うこと、及び意向聴取方法の変更と学長選考のプロセスについて学長選考会議で決定した事項を説明する説明会を開催することを決定したことの確認があった。

2. 審議事項

1) 意向聴取投票に代えて募集する学長候補者に対する意見について

平井議長から、集まった意見を学長選考会議の資料とする場合の記名内容の範囲について諮られ、審議の結果、氏名や部署名は記載しないこととするが、職種（教員、医師、看護師等）については意見の意図や背景を知るために必要とする意見が多数となり、意見に職種のみ記載して資料とすることとなった。主な意見等は次のとおり。

- ・意見のみで部署名等は一切資料に記載しないほうがいいのか。
- ・資料に氏名を含めて全て明記することで誹謗中傷や無責任な意見を抑止で

きるのではないか。

- ・本学メールアドレスからと限定し、メールで意見を募集することから事務方は誰からの意見か把握できるため、無責任な意見は出てこないと考える。
- ・意見について本人に確認等する場合を想定し、氏名を含め全て記載すべき。
- ・意見の確認等を行う必要がある場合は、当該意見についてのみ事務方に氏名等を照会する方法がよいのではないか。
- ・意見について、さらに聞く場合とそうでない場合があると不公平では。
- ・出された意見に対して、さらに確認等する必要があるのか。
- ・意見は学長選考会議において参考とするが、学長選考会議で議論を交わして次期学長を選ぶことを鑑みれば、あまり詳しく聞く必要はないのではないか。
- ・求める学長像が評価尺度となる。意見はあくまで参考とするためのもの。
- ・大枠としての部署と職種が分かればよいのではないか。無くてもいい。
- ・部署名、職種は分かった方がよいのでは。氏名は不要。
- ・氏名は不要。部署名も本人が分かる場合があるため不要。理由は、学長選考会議委員が知っている人の意見に影響される恐れがあるため。
- ・職種については、意見の意図や背景を知る上で最小限必要と考える。
- ・各意見には教員や医師等の職種のみを記載することとしてはどうか。

次に、平井議長から、資料1に基づき、学内の組織（部署）や委員会等からの意見を認めるか否かについて諮られ、審議の結果、全会一致にて認めないこととなった。

2) 次期学長に求める学長像の策定プロセス（案）について

3) 次期学長に求める学長像に対する意見募集方法等の検討について

平井議長から、次期学長に求める学長像については次期学長選考会議が決定することとなるが、資料2及び資料3に基づき、学長像を策定するプロセスと求める学長像に対する意見募集方法については議論し、大まかなプロセスを策定して次期学長選考会議に引き継ぎたい旨の説明があり、意見交換を行った。主な意見等は次のとおり。

- ・先に学内の意見を募集して学長像（案）を作成する方が適切と考える。
- ・学長像（案）を提示せずに意見を募集するのは効率的ではない。收拾がつかなくなる。
- ・学長選考会議で学長像（案）を作成してから意見を募集した方がよい。
- ・学長選考会議で作成した学長像（案）について、学外にも意見を求めたい。
- ・現学長や前学長に意見を訊いてから学長像（案）を作成すれば、自ずと学外者の意見も盛り込まれると思われる。
- ・学内に意見募集する対象は全構成員とするのか、組織や委員会単位での意

見をどうするか。

- ・個人からの意見については、学長候補者への意見と同様に現在の意向聴取投票資格を持つ教職員に限定すべき。
- ・組織や委員会単位での意見集約は難しいのではないか。
- ・個人からの意見のみで十分と考える。
- ・教育・研究・経営・学術等に係る代表的な委員会からは、その委員会の責任において意見を述べる機会が必要と考える。意見の集約ができなくても、議論の状況を学長選考会議に提出すべき。
- ・特定の委員会からのみ意見を募集するのはいかがなものか。
- ・求める学長像については、学内で議論の場が必要と考える。特定の委員会に限定せず、意見がまとまれば委員会等として意見を提出すればいいし、まとまらなければ個人として意見を提出すればいいのではないか。
- ・規定されている組織や委員会に限定せず、学生を含めて学内のどんな団体からの意見も受け入れるとしてはどうか。

4) 学長選考のプロセス（案）について

平井議長から、資料4に基づき、平成29年度以降の学長選考のプロセス（案）について、現学長を選考した際は最終候補者の決定が12月だったため、理事等の人事を進める上で遅すぎるとの意見があったことから、1ヶ月早く最終候補者を決定する場合を仮定して作成したものであるとの説明があった。

なお、平井議長から、今年度の学長選考会議が実施する説明会について、3月に予定されている全学フォーラムに合わせて実施することとし、位田議長から説明し、質疑応答を含めて1時間程度で考えているとの補足説明があった。

また、意向聴取方法を変更することから、資料における「意向聴取」の表記を「意見募集」等の分かりやすいものに変更すべきとの意見があった。

5) 学長の業務執行状況の確認方法について

平井議長から、資料5に基づき、これまでに2回実施された学長の業務執行状況の確認のため、学長に提出を依頼した「学長業績調書」について説明があり、意見交換を行った。

主な意見等は次のとおり。

- ・様式に記載する方式ではなく、学長選考会議の場で学長に自分の業績をプレゼンしていただく方式で良いのではないか。
- ・これまでの調書の項目は細かすぎるため、学長としてのマネジメントレベルのプレゼンをお願いしてはどうか。

以上